

# 官報 号外

昭和六十一年四月十五日

## ○第四百四回 衆議院會議録 第二十号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和六十一年四月十五日

午後一時開議

- 第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案 (内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 日程第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案 (内閣提出)

午後二時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(坂田道太君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長北川石松君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔北川石松君登壇〕

○北川石松君 ただいま議題となりましたソ連邦

との租税条約につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条約は、日ソ両国政府間で数次にわたる交渉を経て、昭和六十一年一月十八日東京において署名されたものであります。

本条約は、条約の対象となる租税、企業の利得に対する課税、船舶または航空機の運用によって生ずる所得に対する租税の免除、投資所得に対する源泉地国の税率の制限、人的役務に係る所得に対する課税及び両国の二重課税の排除方法を定め、また、条約の不可分の一部である議定書においては、条約の補足的規定等について定めております。

本件は、去る二月十四日外務委員会に付託され、三月二十四日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十一日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

- 日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 議長(坂田道太君) 日程第二、国立学校設置法

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の一部を改正する法律案

の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長青木正久君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔青木正久君登壇〕

○青木正久君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立大学の学部の改組、新設等を図るものであります。その主な内容は、

- 第一に、徳島大学の教育学部を改組して総合科学部を設置すること、
- 第二に、九州工業大学に情報工学部を新設すること、
- 第三に、岡山大学に医療技術短期大学部を併設すること、
- 第四に、富山大学経営短期大学部を廃止すること、
- 第五に、昭和四十八年以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めること

などであります。

本案は、去る二月四日本院に提出され、三月四日日本委員会に付託となり、四月十一日海部文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党・新自由国民連合の鳩山邦夫君から、本案の施行期日を「公布の日」とする等

の修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(内閣提出)

別措置法案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長瓦力君。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君 たいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を促進することにより、東京湾の周辺地域における交通の円滑化を図ろうとするものであり、このため、民間、地方公共団体及び日本道路公団の出資による株式会社が道路の建設及び管理を行い、民間会社では対応が困難な対外調整等を公団が行うこととするほか、東京湾横断道路建設事業者に対して政府の無利子貸し付け、債務保証を行うことができることとするともに、社債発行限度の特例及び割引債の発行を認めることとしております。

○議長(坂田道太君) 討論の通告があります。順次これを許します。山中末治君。

○山中末治君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、反対の討論を行うものであります。

道路は暮らしの中を走り、川は暮らしの中を流れると言われています。国民生活に密接なかわ

りを持つ道路等の公共事業は、その成果を国民に無料で利用させるのが原則であり、有料道路とするにしても利用者の負担額にはおのずから限界があるということ、この言葉は覚えておいてください。

東京湾横断道路計画につきましては、昭和四十二年建設省が調査を開始し、二十年間に百二十億円を投入した結果、現在、中間報告の段階まで来ましたが、中曽根総理の強引な押しつけによって、民間会社をつくり、日本道路公団と二本立てという、木に竹を接いだような建設の手法がとられようとしています。

法案の内容は、延長十五キロに及ぶ四車線の自動車専用道路で、十キロメートルは海底トンネル、人工島を経て、五キロメートルの橋梁となっており、総工費一兆一千五百億円、工期十年間とする概要が発表され、公団、地方公共団体、民間の出資総額は六百億円、借入金は一兆九百億円で、平均六割の金利と試算をされているわけであります。

道路の建設は民間の新会社が担当し、公団は調査、設計、用地買収、漁業補償や他の道路との連絡、交差等に関する困難な役割を担当するとい

う、民間活力に名をかりた不透明な事業形態となつていのでありまして、工事完了後は道路公団の所有となり、供用開始後三十年間で未払い分を分割返済していくという計画であり、新会社は事業のリスクのほとんどを公団になすりつけながら利潤を求め、ツケはやがて国民の負担となるの

は明らかであります。さながらぬるま湯のごとき環境の中で事業が実施されるおそれがあり、民間活力とはほど遠いもので、利権道路と言われる姿が存在をしております。これが今日まで総理が声高く唱えてきた民活の正体でもありませんか。この事業は、道路公団法等の一部を改正すれば、容易に公団で達成できるプロジェクトではありませんか。金権腐敗は厳しく排除されるべき重要な課題であります。政府は、国民からいささかの疑念も持たれない政策を常に持つべきであります。

次に、国民の強い関心事であります環境影響評価の問題であります。骨抜きと言われながら昭和五十九年に環境影響評価法が閣議決定されて初めて迎える巨大な開発であるにもかかわらず、アセス抜きで発進しようとするのは、政治が環境をけ飛ばすことであり、環境を悪化させまいとする国民の期待に背を向けることになり、政府の姿勢は強く追及されなければなりません。

東京湾には、もう一つ大きな問題があります。東京湾そのものを脅かすような海の安全問題があります。昭和五十五年には年間十七万九千六百二十隻、現在では一日約八百隻、年間約二百五十万隻以上の出入港船があります。特に大型船が多く、中でもタンカーが多く、湾内海難は昭和五十五年で年間百一十一隻、昭和六十年では百三十二隻を数えているわけでありまして、その中でも衝突事故

が一番多く発生をいたしております。この状態の中に台風や津波が押し寄せてきたときにどう対処するのか、非常に心配な状況があります上に、今回さらに横断道路をつくることになるのであります。千葉港や船橋港に出入りする船舶の安全性を確保できるのかという疑問の声も多いわけであり

ますが、対策は十分に行われていないのであります。

次に、横断道を有効に利用するには、数々の幹線道路網の整備が必要であります。横断橋以外にも現在、約七兆八千億円以上の巨費を投入する計画がございます。しかしながら、均衡ある国土の開発という観点から見ますれば、巨大都市集中型の行き過ぎた大型プロジェクトと言わざるを得ないのであります。もっと生活関連の強い全国の地方道路に視点を置くべきであります。また、各計画道路周辺の土地は、既に大手会社等の買い占めが行われている等、自然破壊や乱開発になる危惧も懸念をされております。土地政策のおくれを取り戻す努力が必要であることを痛感し、ここに指摘するものであります。

以上を申し上げ、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に対する反対討論といたします。

○議長(坂田道太君) 浜田幸一君。(拍手)

○議長(坂田道太君) 浜田幸一君。  
〔浜田幸一君登壇〕

○浜田幸一君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、賛成の意向を表明するものであります。

東京湾横断道路は、東京湾岸道路、東京外郭環状道路、首都圏中央連絡道路、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成し、南関東地域における交通の円滑化を図るとともに、高度成長期の人口集中によって巨大化した首都圏の諸機能の再編成、産業活力の向上等に寄与する道路として、早くからその着工が

望まれていたところであります。すなわち、昭和三十年代から、首都圏における均衡ある地域開発を図るといふ観点から、特に開発のおくれた地域からの強い願望があったものであります。この願望にこたえて、昭和四十一年以来、建設省及び日本道路公団により、二十年にわたる慎重な調査研究を経て、今まさに着工の段階を迎えたものであります。首都圏における均衡ある地域開発を望む者にとっては、まさに千秋の思いで待ち望んでいたときであります。

この横断道路の今日的意義は、京浜及び内陸部と房総地域を直結することにより、湾岸地域相互の連絡を緊密にし、東京都市圏の南回りバイパスとしての役割を果たすのみでなく、核都市間の相互の連絡の便を図り、さらに新国土軸の形成に資するものであります。南関東地域に対する貢献は、もちろん、将来の首都圏のみならず国土全体の均衡ある発展に欠くことのできないものであります。また、東京湾横断道路の建設は、大規模かつ集中的な投資を行うプロジェクトであり、内外からの強い内需拡大要請のもとで、その早期着工が強く望まれているところでもあります。そのため、民間経営の長所を生かし、民間技術力の活用を図るとともに、民間の熱意と資金を主軸として新しい方式で行おうとするものであり、今日の厳しい財政事情及び国際経済環境のもとにおいて、まことに時宜に適したものであります。

我が国は、今や経済大国と言われておりますが、社会資本の整備状況は、欧米先進諸国に比べて質、量ともに著しく立ちおくれしております。本格的な高齢化社会の到来する二十一世紀初頭までに社会資本の充実を図ることが、緊急の課題であるとともに、我々政治に携わる者が等しく努力を傾注していくべき重大な課題でもあります。活力とゆとりに満ちた国土を建設し、子孫に伝えることは、我々の責務であります。

東京湾横断道路がこの課題にこたえ、将来にわたり国民に夢と希望を与えるものであることを確信し、その早期着工、早期完成のため努力を賜った各機関に対し心から謝意を表し、私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本家の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席國務大臣

外務大臣臨時代理 後藤田正晴君  
國務大臣 日理事 中村 茂君(理事木間章君去る十一日理事辞任につきその補欠)  
文部大臣 海部 俊樹君  
建設大臣 江藤 隆美君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)  
一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律  
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

(通知書受領)  
一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
東北開発株式会社法を廃止する法律  
簡易生命保険法の一部を改正する法律  
郵便年金法の一部を改正する法律  
航空機工業振興法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)  
一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和六十年林業の動向に関する年次報告  
林業基本法第九条第二項の規定に基づく昭和六十一年度において講じようとする林業施策についての文書

(理事補欠選任)  
一、去る十一日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 中村 茂君(理事木間章君去る十一日理事辞任につきその補欠)  
日理事 中村 茂君(理事木間章君去る十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十一年四月十五日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

大蔵委員

辭任 坂井 弘一君  
 補欠 坂井 弘一君  
 義彦君  
 補欠 義彦君  
 文教委 坂井 弘一君  
 補欠 義彦君

文教委

補欠

阿部 文男君 野呂 昭彦君  
 赤城 宗徳君 近藤 鉄雄君  
 天野 光晴君 渡辺 秀央君  
 榎本 和平君 額賀福志郎君  
 中村 靖君 谷 洋一君  
 森田 一君 奥田 幹生君  
 木島喜兵衛君 関 晴正君  
 田中 克彦君 奥野 一雄君  
 馬場 昇君 辻 一彦君  
 有島 重武君 遠藤 和良君  
 伏屋 修治君 武田 一夫君  
 奥田 幹生君 森田 一君  
 近藤 鉄雄君 赤城 宗徳君  
 谷 洋一君 中村 靖君  
 額賀福志郎君 榎本 和平君  
 野呂 昭彦君 阿部 文男君  
 天野 秀央君 天野 光晴君  
 奥野 一雄君 田中 克彦君  
 関 晴正君 木島喜兵衛君  
 辻 一彦君 馬場 昇君  
 遠藤 和良君 有島 重武君  
 武田 一夫君 伏屋 修治君  
 菅 直人君 阿部 昭吾君

農林水産委員

阿部 昭吾君 菅 直人君  
 辭任 上西 和郎君 補欠 小川 国彦君  
 小川 国彦君 上西 和郎君

商工委員

補欠

奥田 敬和君 金丸 信君  
 加藤 卓二君 河本 敏夫君  
 高村 正彦君 赤城 宗徳君  
 辻 英雄君 天野 光晴君  
 中村 正治君 中村 靖君  
 林 大幹君 阿部 文男君  
 奥野 一雄君 田中 克彦君  
 横江 金夫君 馬場 昇君  
 横手 文雄君 小沢 貞孝君  
 阿部 文男君 林 大幹君  
 赤城 宗徳君 高村 正彦君  
 天野 光晴君 辻 英雄君  
 金丸 信君 奥田 敬和君  
 河本 敏夫君 加藤 卓二君  
 中村 靖君 仲村 正治君  
 田中 克彦君 奥野 一雄君  
 馬場 昇君 横江 金夫君  
 小沢 貞孝君 横手 文雄君  
 菅 直人君 木島喜兵衛君  
 井上 普方君 伊藤 英成君  
 田中 慶秋君 井上 普方君  
 伊藤 英成君 田中 慶秋君

建設委員

辭任 坂井 弘一君 補欠 坂井 弘一君  
 伊藤 英成君 三浦 隆君  
 三浦 隆君 伊藤 英成君  
 科学技術委員 三浦 隆君 補欠 伊藤 英成君

環境委員

補欠

遠藤 和良君 有島 重武君  
 有島 重武君 遠藤 和良君  
 辭任 金丸 信君 補欠 村岡 兼造君  
 河本 敏夫君 白井日出男君  
 小沢 貞孝君 中井 洽君  
 白井日出男君 河本 敏夫君  
 村岡 兼造君 金丸 信君  
 中井 洽君 小沢 貞孝君  
 予算委員 中井 洽君 補欠 小沢 貞孝君  
 辭任 近江巳記夫君 補欠 伏屋 修治君  
 近江巳記夫君 伏屋 修治君  
 決算委員 伏屋 修治君 補欠 近江巳記夫君  
 辭任 小川 国彦君 補欠 上西 和郎君  
 阿部 昭吾君 菅 直人君  
 上西 和郎君 小川 国彦君  
 菅 直人君 阿部 昭吾君  
 議院運営委員 菅 直人君 補欠 石原健太郎君  
 甘利 明君 石原健太郎君  
 石原健太郎君 甘利 明君

内閣委員

辭任 井上 一成君 補欠 木間 章君  
 木間 章君 井上 一成君

地方行政委員

補欠

中川 昭一君 小里 貞利君  
 松田 九郎君 村岡 兼造君  
 小里 貞利君 中川 昭一君  
 村岡 兼造君 松田 九郎君  
 法務委員 村岡 兼造君 補欠 松田 九郎君  
 辭任 安倍 基雄君 補欠 伊藤 英成君  
 安倍 基雄君 伊藤 英成君  
 農林水産委員 伊藤 英成君 補欠 安倍 基雄君  
 辭任 上草 義輝君 補欠 保岡 興治君  
 太田 誠一君 堀山 静六君  
 鍵田忠三郎君 岸田 文武君  
 菊池福治郎君 辻 英雄君  
 月原 茂皓君 水野 清君  
 堀山 静六君 太田 誠一君  
 岸田 文武君 鍵田忠三郎君  
 辻 英雄君 菊池福治郎君  
 水野 清君 月原 茂皓君  
 上草 義輝君 保岡 興治君  
 菅 直人君 池田 行彦君  
 加藤 卓二君 榎本 和平君  
 堀山 静六君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

岸田 文武君	村岡 兼造君
高村 正彦君	山岡 謙蔵君
辻 英雄君	白井日出男君
仲村 正治君	中村正三郎君
水野 清君	糸山英太郎君
渡辺 秀央君	東 力君
池田 行彦君	加藤 卓二君
糸山英太郎君	水野 清君
白井日出男君	辻 英雄君
榎本 和平君	梶山 静六君
中村正三郎君	仲村 正治君
東 力君	渡辺 秀央君
村岡 兼造君	岸田 文武君
山岡 謙蔵君	高村 正彦君

建設委員

兼任

補欠

金子原二郎君	小里 貞利君	左藤 惠君	津島 雄二君
榎井 新君	尾身 幸次君	中島源太郎君	原田 憲君
保岡 興治君	平林 鴻三君	吹田 悦君	藤本 孝雄君
木間 章君	関山 信之君	松永 光君	保岡 興治君
伊藤 英成君	青山 丘君	渡辺 秀央君	稲葉 誠一君
小里 貞利君	金子原二郎君	上田 哲君	大出 俊君
尾身 幸次君	榎井 新君	坂井 弘一君	朗君
平林 鴻三君	保岡 興治君	中野 寛成君	渡辺 朗君
関山 信之君	木間 章君	正森 成二君	
青山 丘君	伊藤 英成君		

(特別委員互選)

一、去る十一日、對フィリピン經濟援助に関する調査特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

(理事互選)

一、去る十一日、對フィリピン經濟援助に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

吹田 悦君	中川 秀直君
藤本 孝雄君	白井日出男君
保岡 興治君	村岡 兼造君
土井たか子君	広瀬 秀吉君
水田 稔君	渡辺 三郎君
糸山英太郎君	小此木彦三郎君
白井日出男君	藤本 孝雄君
衛藤征士郎君	石原慎太郎君
中川 秀直君	吹田 悦君
村岡 兼造君	保岡 興治君
広瀬 秀吉君	土井たか子君
渡辺 三郎君	水田 稔君

(議案受領)

一、去る十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤 誼君外二名提出、衆法第一二二号)

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文教委委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤 誼君外二名提出)

(議案通知)

一、去る十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知

昭和六十一年四月十五日 衆議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

六〇〇

した。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東北開発株式会社法を廃止する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「日米防衛協力のための指針」に関する質問主意書(矢山有作君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣官房の組織改編に関する質問主意書(矢山有作君提出)

国防会議の運営等に関する質問主意書(矢山有作君提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件

国会に提出する。

昭和六十一年二月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

政府は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、昭和六十一年一月十八日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

3 2の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(b) ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という。)においては、

(i) 個人所得税

(ii) 外国法人に対する所得税

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

第三条

この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又はソ連邦をいう。

(b) 「国際運輸」とは、一方の締約国の居住者が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(c) 「者」には、個人、法人(租税に関し法人として取り扱われる団体を含む。以下同じ。)及び法人以外の団体を含む。

(d) 「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) ソ連邦については、連邦財務省又は権限を与えられたその代理者をいう。

第四条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて一方の締約国の居住者がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

3 1及び2の規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 1の居住者に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 1の居住者に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 1の居住者に属する物品又は商品の在庫を他の者による加工のためにのみ保有すること。

と。

(d) 1の居住者のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 1の居住者のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において代理人を通じて事業を行う場合には、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、その居住者は、当該代理人とその居住者のために行うすべての活動について、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該代理人が、当該他方の締約国内において、その居住者の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。

(b) 当該代理人が、5の規定が適用される独立の地位を有する代理人ではないこと。

(c) 当該代理人の活動が3に掲げる活動に限られないこと。

5 一方の締約国の居住者は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内で事業活動

動を行つていよう理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第五節  
1 一方の締約国の居住者が行う事業から生ずる利得に対しては、その居住者が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の居住者が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その居住者の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の居住者が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する居住者と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した者であると見たならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経管費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 居住者の恒久的施設が当該居住者のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由として、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が事業から生ずる利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第六節  
1 一方の締約国の居住者が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ソ連邦の居住者である場合には日本国における事業税、日本国の居住者である場合には日本国における事業税に類似する租税でソ連邦において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取

得する利得についても、適用する。

第七節  
1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第五条の規定を適用する。

第八節  
1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国

昭和六十一年四月十五日 衆議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

昭和六十一年四月十五日 衆議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

六〇二

の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権、これらによつて保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
  - (i) 日本銀行
  - (ii) 日本輸出入銀行
  - (iii) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) ソ連邦については、
  - (i) ソ連邦中央銀行

(iii) ソ連邦外国貿易銀行  
ソ連邦政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第五条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第九条  
1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) 文学上、美術上又は學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む）の著作權の使用又は使用の權利の対価として受領する使用料については、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料が生じた一方の締約国において租税を免除する。

(b) 特許權、商標權、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の權利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の対価として受領する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた權利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第五条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 使用料の支払の基因となつた使用、權利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。



第十条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。船舶及び航空機は、いかなる場合にも不動産とはみなされない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

第十一条

1 一方の締約国の居住者が前条2に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に有する恒久的施設の資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国

においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十二条

1 次条から第十八条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務その他の人的役務(自由職業の役務を含む)について取得する賃金その他の報酬に対しては、その居住者の活動が他方の締約国内において行われる場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、そのような報酬については、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該他方の締約国において租税を免除する。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない者又はその者に代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない者が当該他方の締約国内に有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十三条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者

である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で随時合意される文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第五条及び第十二条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で随時合意される文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十五条

次条の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課す

ることができる。

第十六条

政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務につき、当該一方の締約国の国民に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる報酬(退職年金を含む)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十七条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものは、当該一方の締約国に最初に到着した日から二年を超えない期間、その教育又は研究に係る報酬につき当該一方の締約国において租税を免除される。

第十八条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、

昭和六十一年四月十五日 衆議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

六〇四

し、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第十九条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第十条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得が生ずる基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第五条の規定を適用する。

第二十条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてソ連邦において租税を課される所得をソ連邦において取得する場合には、当該所得について納付されるソ連邦の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

2 ソ連邦においては、二重課税の回避は、ソ連邦の法令に従つて行われるものとする。

第二十一条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民又は第三国の国民に課されており若しくは課さ

れることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の居住者に対しその居住者が他方の締約国内に有する恒久的施設に関して課される租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う第三国の居住者に対し恒久的施設に関して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 1及び2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は第三国との特別の協定により、第三国の国民又は居住者に租税に関する特別の利益を与えることができる。

4 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認められる場合には、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には、自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め

るが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

第二十三条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。  
(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。  
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において

入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが国家の利益に反することになる情報を提供すること。

3 両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第二十四条

この条約のいかなる規定も、一方の締約国において当該一方の締約国の法令又は両締約国間の他の協定により他方の締約国の国民又は居住者に対して現在又は将来認められる租税の免除、軽減その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第二十五条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書の交換は、できる限り速やかにモスクワで行われるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十六条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各

課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十六年一月十八日に東京で、ひとしく正文である日本語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

E・シエヴァルナツゼ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第一条3に關し、双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則を考慮に入れて、問題を合意により解決する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居が双方の締約国に存在する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係のより密接な(中核となる重要な利害關係を有する)締約国の居住者とみなす。

(b) 中核となる重要な利害關係を有する締約国

の決定ができない場合又はその使用する恒久的住居がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) 常用の住居が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

2 条約第四条及び第五条に關し、一方の締約国の居住者が、他方の締約国にある駐在員事務所を通じ当該他方の締約国の居住者に物品又は商品の販売を行うことにより取得したいかなる利益も、当該販売に關連した当該駐在員事務所の活動が条約第四条3に掲げる活動に属する限り、当該駐在員事務所に帰せられることはない。

3 条約第十条2に關し、「不動産」の用語は、日本国においては、不動産用益権及び鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない。)を受領する権利を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十六年一月十八日に東京で、ひとしく正文である日本語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

E・シエヴァルナツゼ

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国は、ソヴィエト社会主義共和国連邦との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約の締結について昭和五十五年十月から数次にわたって交渉を行ってきたが、合意に達したので、昭和六十一年一月十八日東京において、本条約の署名が行われた。

この条約の主な内容は、条約の対象となる租税、企業の利得に対する課税、船舶又は航空機の運用によつて生ずる所得に対する租税の免除、投資所得に対する源泉地国の税率の制限、人的役務に係る所得に対する課税及び両国の二重課税の排除方法並びに条約の不可分の一部である議定書において条約の補足的規定等について定めている。

なお、この条約は批准書が交換された日から三十日目の日に効力を生じ、両締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、二重課税の回避の

制度を通じ、両国間の経済活動の円滑化が図られ、また、両国間の交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年四月十一日

外務委員長 北川 石松

衆議院議長 坂田 道太殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十一年二月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表徳島大学の項中「教育学部」を「総合科学部」に改め、同表九州工業大学の項中「工学部」を「工学部 情報工学部」に改める。

第三条の三第二項の表富山大学経営短期大学の項を削り、同表鳥取大学医療技術短期大学の項の次に次のように加える。

岡山大学医療技術短期大学部	岡山県	岡山大学
---------------	-----	------

附則第三項中「二万九千三百四十一人」を「二万九千七百二十人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行

する。ただし、第三条第一項の表の改正規定のうち九州工業大学に係る部分及び第三条の第三二項の表の改正規定(富山大学経営短期大学部の項を削る部分を除く。)は同年十月一日から、同表の改正規定のうち富山大学経営短期大学部の項を削る部分は昭和六十三年四月一日から施行する。

2 徳島大学の教育学部等の存続に関する経過措置

徳島大学の教育学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間存続するものとし、富山大学経営短期大学部は、改正後の第三条の第三二項の規定にかかわらず、昭和六十三年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

理由

徳島大学はか一大学に二学部を設置するとともに、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学経営短期大学部を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 徳島大学に同大学の教育学部を改組して総合科学部を、九州工業大学に情報工学部を設置すること。  
2 岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、

富山大学経営短期大学部を廃止すること。  
3 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十一年度の職員定員を定めること。

4 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。ただし、九州工業大学の情報工学部を設置及び岡山大学医療技術短期大学部の併設に関する規定は同年十月一日から、富山大学経営短期大学部の廃止に関する規定は昭和六十三年四月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の修正議決理由

学部の設置、短期大学部の併設及び廃止等の措置を講ずることは妥当であると認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているため、施行期日等につき修正を行う必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に約二十一億八千三百万円が計上されている。右報告する。

昭和六十一年四月十一日

文教委員長 青木 正久  
衆議院議長 坂田 道太殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定のうち九州工業大学に係る部分及び第三条の第三二項の表の改正規定(富山大学経営短期大学部の項を削る部分を除く。)は同年十月一日から、

同表の改正規定のうち富山大学経営短期大学部の項を削る部分は昭和六十三年四月一日から施行する。  
(在学年数の計算に関する経過措置)  
2 昭和六十一年度徳島大学の総合科学部に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和六十一年四月一日から当該学部在学していたものとみなす。  
(徳島大学の教育学部等の存続に関する経過措置)

2 徳島大学の教育学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間存続するものとし、富山大学経営短期大学部は、改正後の第三条の第三二項の規定にかかわらず、昭和六十三年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うこと。  
一 高等教育に対する新たな時代の要請に基づ

[別紙]

き、学術の振興、教育・研究体制の推進を図るため、また、当面予想される大学進学者の急増に対応する対策として、大学の意向や社会の要請を勘案しつつ、必要な諸条件の整備に努めること。

二 国立大学の学部等の改組、新設に当たつては、大学の希望や地域社会の要請あるいは入学を希望する学生の便宜等を勘案し、法案の提出時期等について配慮すること。  
三 いわゆるオーバードクター問題については、今後の学術研究体制に支障のないよう検討すること。

右決議する。  
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案  
右  
昭和三十二年二月十四日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案  
(目的)  
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もつて東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。

(東京湾横断道路の建設及び管理)  
第二条 東京湾横断道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するも

のをいう。以下同じ。)について道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可があつたときは、日本道路公団(以下「公団」という。)は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社(以下「会社」という。)と次に掲げる事項をその内容を含む協定(以下「建設協定」という。)を締結し、これに従いその業務を行わなければならない。

一 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち基本的な調査及び設計、敷地の取得その他建設省令で定めるものの以外のもので(以下「建設工事」という。)を行うこと。  
二 公団は、建設省令で定めるところにより、東京湾横断道路の建設工事に要する費用を、その供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。  
三 会社は、東京湾横断道路の供用開始後、その維持、修繕等の管理を、別に締結する協定(以下「管理協定」という。)に従い行うこと。  
四 その他建設省令で定める事項

2 公団は、建設協定又は管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
3 建設大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、申請に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であり、かつ、公団と建設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでなければ、当該認可

をしてはならない。  
(資金の貸付け)  
第三条 政府は、公団と締結した建設協定に従い事業を行う会社(以下「東京湾横断道路建設事業者」という。)に対し、その行う建設工事に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。  
2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。  
(公団等の出資)  
第四条 公団は、日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第十九条の二の規定によるものほか、建設大臣の認可を受けて、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。  
2 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。  
第五条 東京湾横断道路建設事業者は、建設省令で定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、公団を経由して建設大臣に届け出なければならない。  
2 東京湾横断道路建設事業者は、前項の資金計画又は事業計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を公団を経由して建設大臣に届け出なければならない。  
(会計の整理)  
第六条 東京湾横断道路建設事業者は、建設省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その

会計を整理しなければならない。  
(社債発行限度の特例等)  
第七条 東京湾横断道路建設事業者は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により東京湾横断道路建設事業者に現存する純資産額のいずれか少ない額の十倍を超えてはならない。  
2 東京湾横断道路建設事業者は、社債を発行する場合においては、割引の方法によることである。  
(一般担保)  
第八条 東京湾横断道路建設事業者の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。  
2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。  
(債務保証)  
第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、東京湾横断道路建設事業者の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。  
2 政府は、前項の規定によるほか、東京湾横断道路建設事業者が債券又はその利札を失つた者

に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。  
(社債及び借入金)  
第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。  
2 前項の規定は、東京湾横断道路建設事業者が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。  
(報告の徴収)  
第十一条 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、東京湾横断道路建設事業者に対し、その業務又は經理の状況に関し報告をさせることができる。  
(立入検査)  
第十二条 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、東京湾横断道路建設事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
第十三条 建設大臣は、この法律を施行するため

昭和六十一年四月十五日 衆議院会議録第二十号 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案及び同報告書

昭和六十一年四月十五日 衆議院會議録第二十号 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案及び同報告書

必要があると認めるときは、東京湾横断道路建設事業者に対して、その財務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(協賛)

第十四条 建設大臣は、第二条第二項、第四条第一項及び第十条第一項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の規定に違反したとき。

二 第十条第一項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。

三 第十三条第一項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした公団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項又は第四条第一項の規定に違

反して認可を受けなかつたとき。

二 第十三条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第二条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十号中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項」を、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項又は東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)第三条第一項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十号中「及び本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)」を「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)及び東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」に改める。

理由 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を促進することにより、東京湾の周辺の地域における交通の円滑化を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 東京湾横断道路について道路整備特別措置法の許可(有料道路の許可)があつたときは、日本道路公団は、東京湾横断道路の建設及び管理を行うことを主たる目的とする株式会社と次に掲げる事項をその内容に含む協定をあらかじめ建設大臣の認可を受けて締結し、これに従いその業務を行わなければならないものとする。

(一) 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち一定のものを行うこと。

(二) 公団は、建設工事に要する費用を、供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。

(三) 会社は、供用開始後、維持、修繕等の管理を別に公団と締結する協定に従い行うこと。

2 政府は、会社に対し、無利子貸付けを行うことができるものとする。

3 公団及び地方公共団体は、会社に出資することができるものとする。

集することができるものとし、社債を発行する場合には、割引の方法によることができるものとする。

5 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において会社の債務について保証することができるものとする。

6 会社及び公団の監督について所要の規定を設けるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、東京湾の周辺の地域における交通の円滑化を図るとともに、内需中心の持続的な経済成長と調和ある国際経済関係の確立に資するため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度一般会計予算において、債務保証契約の限度額十三億円が計上されている。右報告する。

昭和六十一年四月十四日

衆議院議長 坂田 道太殿 建設委員長 瓦 力

〔別紙〕

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東京湾横断道路の建設に当たつては、これに関連する道路網の整備と十分整合性を保ち、かつ自然環境の保全に留意しつつ、関係地域の交通の安全と円滑が図られるよう配慮すること。

なお、環境影響評価の手続きについては、厳正に行うこと。

二 東京湾横断道路の建設が東京湾周辺の地域開発に与える影響にかんがみ、関係地方公共団体との連絡・協調体制の確保に十分配慮するとともに、日本道路公団及び会社に対しても、その趣旨に沿った事業実施が行われるよう指導すること。

なお、地方公共団体の出資については、東京湾横断道路の建設による地域の受益、当該団体の財政力等に留意すること。

三 日本道路公団と締結した協定に従い行う建設及び管理については、その公共的性格にかんがみ、公正適確な実施が確保されるよう公団及び会社に対する指導・監督に努めるとともに、資金調達のための機動的・弾力的運用等会社の自主的・効率的運営が図られるよう配慮すること。

なお、地元中小企業の育成についても配慮すること。

四 人工島及び橋梁の建設については、東京湾における船舶航行の安全確保及び環境保全に万全を期すること。

五 漁業補償等建設事業の実施に伴って生ずる損失については、関係者との誠意ある補償交渉を通じて、適切に対処すること。

六 東京湾横断道路特にトンネル内での道路交通の安全確保に万全を期すること。  
右決議する。

昭和六十一年四月十五日 衆議院會議録第二十号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五三三三(大代) 千 105

一定部  
一〇部  
円部